

## 春日部市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集案内



### （趣旨）

- 1 近年の気候変動に対する対策として、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による重大な健康被害を防止し、市民の命と健康を守るため、市内の公共施設に加え、民間施設をクーリングシェルターとして指定します。

については、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただけの民間施設を募集します。

### （実施内容）

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
  - （1）各施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を示すマーク（ステッカー、ポスター等）の掲示
  - （2）休息用の椅子等の準備（既設のもので可）
  - （3）冷房設備の適切な管理
  - （4）熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターの開放

### （応募資格）

- 3 応募資格は、次に掲げる要件を満たし、市内に所在する施設とする。
  - （1）適当な冷房設備を有する施設
  - （2）熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、市民その他の者に無料で開放できる施設
  - （3）3人以上の利用者が適切な空間を保って滞在でき、受け入れ可能人数に応じた休息用の椅子、ソファ等を有する施設
  - （4）施設情報を市のホームページ等に掲載できる施設

### （施設運用期間）

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日）とします。なお、運用できる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(応募方法)

5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によって、春日部市保健センターに提出してください。

(提出後の流れ)

6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 保健センターにて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 市と施設管理者で協定内容の協議、協定の締結及びクーリングシェルターとして指定
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) クーリングシェルターの運用開始

(情報の提供、物資の配布)

7 市は、クーリングシェルターに指定した施設に情報の提供、物資の配布を行います。

- (1) クーリングシェルターである旨を表示したステッカー等
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症特別警戒アラートの発表時の情報提供

(その他)

8

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が指定することが不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (2) クーリングシェルター内の案内（問い合わせがあった場合）や、利用者のうち熱中症による体調不良者への対応は、各施設でお願いします。
- (3) 協定の有効期間は、協定締結日から協定締結年度の末日までです。協定期間の満了の1か月前までに指定施設または市から解除の申出がない場合には、翌年度以後1年間更新されます。

【応募・問い合わせ先】

〒344-0064 春日部市南1-1-7 6階

春日部市保健センター

電話：048-736-6778

メール：hokencenter@city.kasukabe.lg.jp